

## 奨学金の返還について

日本学生支援機構の貸与奨学金は、貸与終了後、必ず返還する義務があります。この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与される仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと後輩の奨学金貸与に重大な支障をきたすこととなります。

この制度の仕組みをご理解いただき、約束通りに返還するようにしてください。

また、返還中に転居や改氏名、口座変更などが生じた場合は、必ず日本学生支援機構に届出をしてください。

### 返還の開始について

卒業・退学等により奨学金の貸与が終了すると、貸与終了後、7ヶ月目から返還が始まります。この返還は自らが登録した口座（リレー口座）から、毎月27日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に口座振替となります。残高不足等で延滞することのないように、毎月必ず返還してください。

### 返還猶予の手続きについて

進学等により学校に在学している方、経済的に返還が困難な状況にある方を対象にした、返還猶予制度があります。

#### ●在学猶予

大学・大学院に在学中の場合、在学猶予願の提出により、返還が猶予されます。

未手続きの方は、早急に「スカラネット・パーソナル」から入力するか、大学に「在学届」を提出してください。

#### ●一般猶予

病気、失業等により返還が困難な状況にある方を対象にした返還猶予制度があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページを参照してください。

### 減額返還制度について

事情により、毎月決められた割賦金額を返すことが困難であるが、減額すれば返還できる場合、当初の割賦金額を1/2に減額し2倍の期間で返還(例: 6ヶ月分の割賦金を12ヶ月で返還)する制度があります。詳しくは、日本学生支援機構のホームページを参照してください。

[返還中の手続き](#)（日本学生支援機構のホームページにリンクします。）

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター

TEL:0570-666-301（月～金 8:30～20:00 祝日・年末年始を除く）

海外からの電話、一部携帯電話、IP電話から：03-6743-6100